

令和4年7月 28 日

知財活用支援事業(権利化支援)

ご利用者各位

国立研究開発法人科学技術振興機構  
知的財産マネジメント推進部

支援費返還の廃止について(お知らせ)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

知財活用支援事業(権利化支援)では、契約上、支援終了後に支援費を機構に返還頂くことを定めており、支援対象の特許を受ける権利又は特許権に基づいて、実施料収入や譲渡収入が得られた場合、収入額に応じて支援費を返還頂いております。

この度、制度を見直し、申請機関における知的財産部門の体制整備・拡充等へ活用頂けるよう、令和4年度公募にて新規申請された案件より、実施料収入や譲渡収入に基づく支援費の返還を求めないことに変更致しました。なお、令和3年度以前の公募にて新規申請された案件については、締結済の契約に基づき、従前通り支援費を返還頂くこととなります。

廃止に伴い、令和4年度公募要領並びに令和4年度契約書及び契約約款を改定致しましたので、お知らせ致します。

敬具

記

1. 適用開始時期

令和4年度公募にて新規申請され、新たに機構と契約締結した案件(JST 管理番号:S2022 以降の番号で始まる案件)

※以下に該当する案件(S2021 以前の番号)は対象外になります。

- ・ 令和3年度以前に申請し、令和4年度以降に支援決定された場合
- ・ 令和3年度以前に PCT 出願支援が決定し、令和4年度以降に継続申請し、指定国移行支援が決定した場合。

以上

**【資料掲載先】**

- ・ 支援費返還の廃止について

[https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p\\_s\\_01boshu04.html](https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu04.html)

■ 支援費返還の廃止

- ・ 令和4年度権利化支援公募要領（改訂）

[https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p\\_s\\_01boshu04.html](https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_01boshu04.html)

■ 申請様式

- ・ R4 権利化支援に関する契約書（令和4年4月）

[https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p\\_s\\_03etc.html](https://www.jst.go.jp/chizai/pat/p_s_03etc.html)

■ 支援契約の締結

**【本件連絡先】**

国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)

知的財産マネジメント推進部 大学知財支援グループ

〒102-8666 東京都千代田区四番町5番地3 サイエンスプラザ

電話:03(5214)8413 FAX :03(5214)8476

E-mail:kenri@jst.go.jp